日立市産業立地促進奨励金交付要綱（工業）

（趣旨)

第１条　この要綱は、本市における製造業及びこれに関連する産業の事業活動の活性化につながる事業者の立地の促進に資する措置を講ずることにより、本市産業の活力の強化及び雇用機会の拡大を図るため、個人事業者又は法人に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和４５年規則第４２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　産業立地促進地域　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに同法第４条第２項に規定する都市計画区域以外の区域又は同法第７条第３項に規定する市街化調整区域のうち製造業及びこれに関連する産業の用に供されている２０，０００平方メートル以上の一団の地域をいう。

 (2)　事業場　事業者がその事業の用に直接供する工場その他の施設をいう。

 (3)　新設　事業者が土地を新たに所有し、又は借り入れ、事業場を新たに所有して事業を開始することをいう。

 (4)　増設　事業者が、自己の所有する既存の事業場を増築又は改築して事業を開始することをいう。

 (5)　設備取得　中小企業が、事業場において事業の用に供する償却資産（工具、器具及び備品を除く。）を新たに所有して事業を開始することをいう。

 (6)　成長産業　成長産業に係る国又は地方公共団体等の財政又は課税に関する優遇措置を受けることが決定した事業をいう。

 (7)　中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

 (8)　奨励金　立地促進奨励金及び雇用促進奨励金をいう。

(9)　交付基準日　事業開始日の翌年以降の同月同日をいう。

（交付対象者）

第３条　奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　新設、増設又は設備取得に伴い開始する事業が、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業（太陽光発電事業を除く。）、運輸業又は卸売業のいずれかの業種に該当する者。

(2)　新設、増設又は設備取得に伴い、固定資産を新たに所有するために要した費用の額が、次に掲げる区分に応ずる額である者。

　　ア　中小企業者　１千万円以上

　　イ　ア以外の事業者　３千万円以上

(3)　納期限の到来した市税を完納している者。

（立地促進奨励金の交付）

第４条　市長は、産業立地促進地域において、新設、増設又は設備取得を行った事業者に対し、立地促進奨励金として、当該新設、増設又は設備取得に伴い新たに所有した固定資産（設備取得の場合にあっては、機械、器具及び備品を除く。）に対して賦課した固定資産税及び都市計画税の額に相当する額を、次の表に掲げる区分に応ずる期間を限度に交付することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 期間 |
| 事業が成長産業である場合 | その他の場合 |
| 新設 | ５年 | ５年 |
| 増設 | ５年 | ３年 |
| 設備取得 | ３年 | １年 |

（雇用促進奨励金の交付）

第５条　市長は、立地促進奨励金の交付の対象となる事業者（中小企業者に限る。）に対し、雇用促進奨励金として、新設、増設又は設備取得に係る事業場において１年以上継続して従事している従業員が交付基準日において２人以上増加した場合、当該増加した者のうち次の各号のいずれにも該当するもの１人につき、３０万円を交付することができる。

(1)　新たに雇用した者

(2)　交付基準日において、１年以上本市に住所を有している者

(3)　過去当該事業者に正規雇用の従業員として雇用されたことがない者

２　市長は、雇用促進奨励金について、前項各号のいずれにも該当する従業員の満年齢が４０歳未満であったものが当該事業場において引き続き従事している場合においては、３年度分を限度に交付することができる。

（奨励金の限度額）

第６条　立地促進奨励金及び雇用促進奨励金の各年度における合計額は、１事業者につき１億円を限度とする。

（産業立地促進事業計画書の届出）

第７条　奨励金の交付を受けようとする事業者は、事業開始日の前日までに、産業立地促進事業計画書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1)　事業者が行っている事業の内容を記載した書類

(2)　定款又はこれに代わるもの及び法人にあっては登記事項証明書

(3)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の産業立地促進事業計画書の届出については、１事業者につき各年度１回限りとする。

３　第１項の規定により産業立地促進事業計画書を届け出た事業者は、事業開始日後速やかに産業立地促進事業開始届（様式第２号）に、事業開始を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

（交付の申請）

第８条　前条第３項の規定により事業開始届を届け出た事業者が奨励金の交付を受けようとするときは、毎年度、日立市補助金等交付規則に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

２　日立市補助金等交付規則第４条第２号及び第３号に定める収支予算書及び工事設計図書は、添付を要しないこととする。

３　日立市補助金等交付規則第６条の２及び３に定める実績報告書の提出、額の確定については、手続きを省略するものとし、併せて補助金等交付請求書の提出を省略することができる。

４　前項の規定に基づき、請求書の提出を省略した場合における請求日は、補助金等交付決定通知書の日付とする。

（調査、報告等）

第９条　市長は、必要があるときは、奨励金を交付した事業者に対し、事業活動等の状況について、報告若しくは書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（奨励金の返還）

第１０条　市長は、奨励金を交付した事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

 (1)　虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

 (2)　第２条から第５条までに規定する要件を欠いたとき。

 (3)　事業開始日から１０年以内に事業を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。

 (4)　重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

　　　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。